

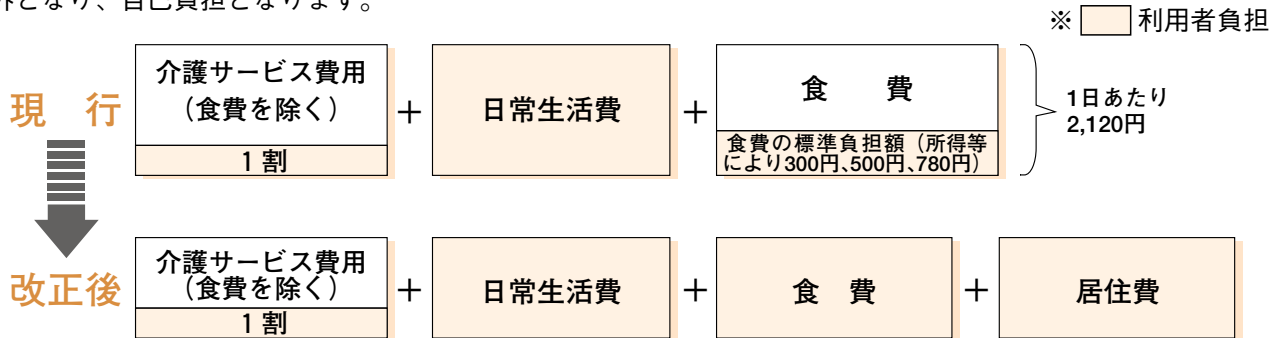


平成17年10月から

介護施設サービスの利用者負担が変わります。

今まで介護施設に入所している方の「居住費」と「食費」は介護保険から給付されていましたが、在宅でサービスを利用している方は「居住費」「食費」を自己負担していましたが、しかし、平成17年10からは利用者の負担を公平にするため、介護施設に入所している方にも自己負担をお願いすることになりました。対象となるのは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設に入所している方および短期入所を利用している方です。

また、通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）を利用している方は、食費が対象外となり、自己負担となります。



介護施設サービスを利用している方の居住費や食費は施設との契約によって決まり、施設により金額が異なりますが、以下が基準額となります。（ ）内は特別養護老人ホームと短期入所生活介護の従来型個室を利用した場合です。

	居住費(日額)			食費(日額)		
	ユニット型個室	ユニット型準個室従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型準個室従来型個室	多床室
住民税課税世帯(基準費用額)	1,970円	1,640円(1,150円)	320円	1,380円		

ただし、所得の低い方は利用者負担が軽減されます。

〈軽減の対象となるサービス〉

- ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設
- ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ※ 通所系のサービスは対象となりません。

居住費と食費の自己負担額は基本的に上記の金額になりますが、所得の低い方は利用者負担に下記のとおり上限額が設定されます。これにより所得の低い方の自己負担額は上限額までの支払となります。

	居住費の上限額(日額)			食費の上限額(日額)		
	ユニット型個室	ユニット型準個室従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型準個室従来型個室	多床室
・住民税世帯非課税者の高齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者等	820円	490円(320円)	0円	300円		
・住民税世帯非課税で合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	820円	490円(420円)	320円	390円		
・住民税世帯非課税で合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円超266万円以下の方等	1,640円	1,310円(820円)	320円	650円		



この利用者負担の軽減を受けるためには、町に申請し「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、サービスを受けるときに事業者に提示することが必要です。

問い合わせ 役場介護保険課 介護保険係 ☎985-4115